

【国の行政の業務改革に関する取組方針】について 平成28年8月2日

総務省は、今後、政府内においてBPRの取組の推進・定着を図る観点から、「国の行政の業務改革に関する取組方針」(平成26年7月25日総務大臣決定)を改定し、特にBPRの取組に重点化して業務改革の取組を推進することとします。

【ポイント】

- ・ 育児・介護など勤務時間に制約のある職員の増加等を踏まえ、柔軟かつ多様な働き方を実現するための「働き方改革」が重要な課題となっており、そのためには、従来からの仕事のやり方にこだわらず、職員がより高いパフォーマンスを発揮できるよう業務改革に取り組むことが不可欠です。
 - ・ こうした業務改革の取組を進めるに当たっては、既存の業務プロセスを一から見直すことにより、業務の効率化や国民負担の軽減等の抜本的な見直しを行う、いわゆるBPR(※)の取組が特に重要です。
- 総務省は、政府内においてBPRの取組を広め、その定着を図る観点から、今後は、特にBPRの取組に重点化して、業務改革の取組の推進を図っていくこととしています。

(※)Business Process Reengineering(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)の略



影岡 俊範 議員

業務改善の意識を全庁へ横展開に

問 行政の働き方改革における、当町の時短対策につながる業務改善の取組みは。

また、今年度から時間外勤務時間の上限管理を行うことにより、業務に対する時間と効率への意識を更に向上させるよう職員への意識啓発を行っている。時間外勤務の縮減のほか、業務自体の改善も必要であることから、各部署において適宜業務の見直しを行う。その他、アウトソーシングを導入するなど、職員1人当たりの処理時間を短縮するよう取り組んでいる。

問 枠組みをつくって時短という形にすると、管理する業務が逆に増える懸念を持つが。

- ① 職員の改善意識の向上
- ② 改善改革を歓迎する職場風土づくりの推進
- ③ 取組み実績の共有、横展開を通じた更なる改善運動の発展を目的とした取組み

答 大川総務課長

本町において、長時間労働の是正、とりわけ時間外勤務の縮減が課題であると認識している。時間外勤務縮減に係る基本方針を策定し、全職員に通知して能率的な職務執行、ワーク・ライフ・バランスの推進や、ノー残業デーを徹底する。

仮に45時間を超えた場合は管理職が個人面談等を行い、業務の進捗、業務の取り組み方であるとか健康面のヒアリングを行い、不安等があれば医者にかけるとかの配慮をする必要がある。

事例 愛知県の弥富市では、全職員参加のもとで

これらを目的に、チームを通じて職場内のコミュニケーションの向上と業務改善をそれぞれの部署で提案し、実行して、それを評価するというシステムをとっている。

管理強化ではなく、業務改善意識の向上に取り組んでもらいたい。

臨時職員の同一労働・賃金、年齢制限は

問 臨時職員と正職員では賃金に格差があると思うが、同一労働・同一賃金への対応は必要ではないか。

公務員法が改正され、令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員が導入されることとなっている。

会計年度任用職員の導入により、一般職に適用される各規定が適用され、特に給付に関しては期末手当の支給割合の引き上げ、部分的な退職手当の導入など、

従来の臨時職員と比較して勤務条件が向上すると考える。

問 臨時職員の採用条件60歳制限の引き上げは。

60歳以下では応募がない場合は60歳を超えることもある。

問 年齢だけではなく、能力あるいは経験も考慮するのか。

答 和田総務部長

臨時職員と非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することを目的とし地方

正規職員については、条例で60歳と定めている。専門性のある職員とか応募がないところ、技術的なもの

あくまでも一般職員ではなく、会計年度任用職員という形で採用したい。